

上天草市観光ブランドイメージ向上プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

上天草市観光ブランドイメージ向上プロモーション業務

2 目的

本市には、雄大な自然、豊かな温泉、豊富な海産物及び農産物等があり、熊本県を代表する多彩な魅力にあふれているものの、県外では「熊本といえば上天草」というイメージが弱く、認知度は決して高くないのが現状である。

そのような中、旅行者に選ばれる旅行地としての「上天草ブランド」の確立に向け、本市が持つ魅力及び価値を統一したイメージでブランド化するため、「ナナメ上[↑] 上天草」を観光ブランドコンセプトに、現在策定中の上天草観光ブランディング計画に基づいた、戦略的な観光ブランディングを展開していくこととしている。

そこで、平成30年春の「新1号橋」開通や同年夏の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録（候補）を控え全国から天草地域への注目が集まる好機を活かし、県外での知名度向上及び他地域と差別化を図るため、本市への来訪意欲を喚起するような訴求力が高いプロモーション活動を行うことで、本市へ誘客促進につなげる。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から平成30年3月27日（火）まで

4 業務内容

(1) メディアミックスによる効果的なプロモーション活動の実施

多様なメディアを活用して、「上天草市へ行ってみたい」と思わせるような訴求力があるプロモーション活動を行うこと。

ア 観光ブランドコンセプト

上天草市には、「予想の斜め上をいく」多彩で魅力あるモノやコトがあり、これらを一つのイメージとした「ナナメ上[↑] 上天草」を観光ブランドコンセプトとし、プロモーション活動を行うこと。

イ ターゲット地域

九州全域（主に福岡県内）

(2) 業務結果及び効果検証の報告

(1) のプロモーション活動によるメディア等への情報の露出や掲載内容を取りまとめ、効果検証と併せて報告すること。

5 納入成果物

(1) 成果物

業務完了後速やかに、次について、紙媒体1部及び電子データ（CD-R）一式を提出すること。

ア 実績報告書

本仕様書に記載した業務の実績が分かる資料

イ その他業務実績内容の説明に必要と思われる資料

(2) 納入先

上天草市経済振興部観光おもてなし課

6 特記事項

(1) 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 権利義務の譲渡等

委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(3) 再委託の禁止

委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）ために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

7 その他

(1) 委託期間中及び委託期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当り疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し、解決する。